

## 特定保険医療材料費と特定保険医療材料以外の材料費について

【平成 27 年 8 月 7 日 第 11 回分科会でのご質問内容】

課税費用部分における、保険償還できる特定保険医療材料と、償還できないようないわゆる診療に供する材料費の割合は、どのくらいか。

○特定保険医療材料費と特定保険医療材料以外の材料費の割合

	材料費 (①)	特定保険医療 材料費 (②)	特定保険医療材料以 外の材料費 (①-②)
医科	100.0% (7.6%)	46.5% (3.5%)	53.5% (4.0%)
病院	100.0% (9.7%)	46.1% (4.5%)	53.9% (5.2%)
一般診療所	100.0% (2.5%)	34.9% (0.9%)	65.1% (1.6%)
歯科診療所	100.0% (7.4%)	91.3% (6.7%)	8.7% (0.6%)

※平成 25 年度医療経済実態調査及び社会医療診療行為別調査より推計。

※括弧内は、収益に対する費用割合。

※保険薬局については、医療経済実態調査において、材料費を他の経費と区別して把握していない。